第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

本市では、子育てと生計をひとりで担っているひとり親家庭が安心して子育てができる環境と経済的な安定を得ることをめざし、ひとり親家庭及び寡婦(かふ)の自立を支援する施策を総合的かつ計画的に展開するため、「枚方市ひとり親家庭等自立促進計画」を策定することとし、平成18年3月に第1次計画、平成23年3月に第2次計画、平成28年3月に第3次計画を策定し、ひとり親家庭等自立支援のためのさまざまな施策を推進してきました。

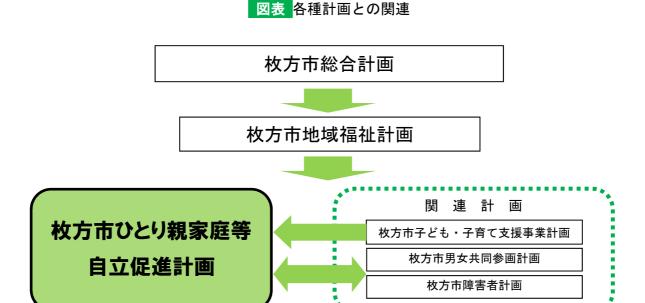
国においても、平成25年3月に「母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法」が施行、ひとり親が置かれている困難な状況等を鑑み、就業の支援について特別の措置を講じることとされ、平成26年10月には「母子及び父子並びに寡婦福祉法」の改正により、父子家庭についても支援対象として法律上明記されました。さらに、近年、子どもの貧困が社会問題となるなか、令和元年に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の改正と、それを踏まえた「子供の貧困対策に関する大綱」の見直しが行われ、子どもの現在及び将来における生活の向上を目的に、ひとり親に対する就労支援を含む総合的な支援の推進が掲げられました。その他、ひとり親家庭への児童扶養手当の支給要件や支払い回数の見直し等、ひとり親家庭等の子どもへの支援に主眼を置いた施策の充実が図られてきたところです。

しかしながら、低賃金や不安定な雇用条件などの就業面や、子育てとの両立などの生活面において、ひとり親家庭等を取り巻く環境は依然として厳しい状況にあり、とりわけ養育費については、子どもの健やかな成長にとって重要なものですが、その取り決めや履行の確保に際し、多くの課題があるのが実情です。さらに、昨今の新型コロナウイルス感染症の拡大に起因する外出自粛や休業等の影響による収入の減少や孤立化など、ひとり親家庭等が直面する生活課題を見極めた適切な対応が求められています。

このような背景や、本市におけるひとり親家庭等の生活実態を踏まえながら、令和2年度で終期を迎える第3次計画を引き継ぎ、令和3年4月を始期とする「第4次枚方市ひとり親家庭等自立促進計画(以下「第4次計画」という。)」を策定し、ひとり親家庭等の自立を促進する施策を総合的かつ計画的に推進し、ひとり親家庭等の誰もがいきいきと希望を持って暮らせるまちづくりを進めるものです。

2. 計画の位置づけ

本計画は、母子及び父子並びに寡婦福祉法第11条に基づく「母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針(令和2年厚生労働省告示第78号)」を踏まえ策定する、母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条に定める「自立促進計画」です。また、「枚方市総合計画」、「枚方市地域福祉計画」、さらに、「枚方市子ども・子育て支援事業計画」などの本市行政計画の趣旨を踏まえつつ、「枚方市男女共同参画計画」、「枚方市障害者計画」等の関連計画と連携し整合性を図った、ひとり親家庭等の施策の方針を定める計画と位置づけています。



3. 計画の期間

本計画の期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

4. 計画の対象及び用語の説明

本計画の対象は、母子家庭、父子家庭、寡婦(かふ)とします。 また、この計画で使用している用語の説明は、次のとおりです。

母子家庭(母子世帯)…現に児童(20歳未満)を扶養しており、配偶者のいない女子 とその児童からなる家庭

父子家庭(父子世帯)…現に児童(20歳未満)を扶養しており、配偶者のいない男子 とその児童からなる家庭

寡 婦(か ふ)…配偶者のいない女子であって、かつて配偶者のいない女子として児童 (20 歳未満)を扶養していた(母子家庭)ことがあり、その児童全員が 20歳に達した方

ひとり親家庭…母子家庭(母子世帯)及び父子家庭(父子世帯)

ひとり親家庭等…母子家庭(母子世帯)、父子家庭(父子世帯)及び寡婦

ひとり親…母子家庭(母子世帯)の母及び父子家庭(父子世帯)の父

5. 計画の策定方法

1. 計画策定における体制

本計画の策定にあたっては、本市の附属機関であり、学識経験者、社会福祉事業従事者等で構成する「枚方市社会福祉審議会」及び「枚方市社会福祉審議会児童福祉専門分科会」において審議をいただきました。また、本市庁内の検討体制として、ひとり親家庭等相談支援、子ども・子育て支援、母子保健、健康福祉、学校教育等の関係部署で構成する「枚方市ひとり親家庭等自立促進計画推進委員会」を設置し、庁内横断的に検討を行いました。

2. アンケート調査等の実施

計画の策定にあたり、ひとり親家庭等の家庭生活及び社会生活にかかる実態及び支援のニーズを把握するため、令和2年5月に「ひとり親家庭等に関するアンケート調査」(以下「アンケート調査」という。)を実施しました(13ページ参照)。

また、ひとり親家庭等の支援に携わる関係機関における支援の実態や支援上の課題を把握し、 関係機関同士の連携や、効果的な相談支援体制のあり方など、今後の支援の方向性を検討する うえでの参考とするため、「ひとり親家庭等への支援に関する関係機関等調査」を実施しました。

3. パブリックコメント等の実施

計画案について広く市民のご意見をうかがうために、令和2年12月25日(金)から令和3年1月14日(木)までの期間で、市ホームページへの掲載や公共施設への意見箱の設置等によるパブリックコメントを実施し、合計5件のご意見をいただきました。

なお、計画案についての市民説明会については、新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催 を中止しましたが、計画案の概要について説明を行う動画を配信し、市民への周知を図りました。